四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地
イ　認定を行う区域
アメリカ合衆国及びカナダ
ロ　認定を行う事業所の所在地
(1)　カナダ　サスカチュワン州　サスカツーン　ルーラル　ルーツ三　バーリーロード四百七十五
(2)　カナダ　オンタリオ州　キャンブレー　エルムツリーロード二千三百十一

○農林水産省告示第九百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町境字水無六四三、六四四の二、六四五から六四七まで、六四九の一、六五〇の一、字園平一二六九、一二七五の二、一二八一、一二八五、一二八六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字水無六四四の二・六四五・六四六・字園平一二六九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町佐保字中岳六〇二、六〇三の一、六〇五、六〇六、六〇七の一、六〇七の三、六一〇、六一一、六一六、六一八から六二一まで、六二二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中岳六〇二・六〇三の一・六〇六・六一六・六一八・六二一・六二二の一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町坂貫字大平一三二六、一三二八の一、一三二八の二、一三二九、一三三〇の一、一三七九の一、一三八〇、一三八一、字仕舞畑一三八六の四、一三八七、一三八七の四、一三八八の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大平一三二六・一三二八の一・一三二九・一三三〇の一・一三八〇・一三八一・字仕舞畑一三八六の四・一三八七・一三八七の四・一三八八の二（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町石野字扇迫一四六二、字山神一五二一の一、一五二一の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字扇迫一四六二・字山神一五二一の一・一五二一の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　山形県最上郡真室川町大字大沢字朴野五〇一八の一五〇、五〇一八の一五一、五〇一八の三九四、五〇一八の五六六、五〇一八の五九〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び真室川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　福島県会津若松市門田町大字御山字山寺前甲一一五七、甲一一七五から甲一一七八まで、甲一一八二、甲一一八四、甲一一八五、甲一一八七から甲一一八九まで、甲一一九三、甲一一九五から甲一二〇四まで、甲一二〇五の二、甲一二一一、甲一二一三、甲一二二〇、字八幡上一九〇、一九一、一九三、三〇〇から三〇二まで、三〇八から三一〇まで、三一九から三三三まで、甲一二七三から甲一二七五まで、字館山甲三一五一、甲三一五二、甲三一五四から甲三一五七まで、甲三一五八の一、甲三一五八の二、甲三一五九、甲三一六〇、甲三一六二の一、甲三一六二の二、字牛ケ首甲三一六三のイ

二　指定の目的　土砂の流出の防備